

改正

昭和26年12月28日条例第80号
昭和27年7月5日条例第48号
昭和31年9月30日条例第53号
平成26年3月25日条例第57号

県議会の議決を経て、山形県社会教育委員条例をここに公布する。

山形県社会教育委員条例

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条により、山形県教育委員会（以下教育委員会という。）に社会教育委員（以下委員という。）を置く。

第2条 委員の定数は20人以内とする。

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

第6条 委員の会議は、教育長が招集する。

附 則

この条例は、昭和24年12月1日から施行する。

附 則（昭和26年12月28日条例第80号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和26年12月1日から適用する。

附 則（昭和31年9月30日条例第53号抄）

この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第57号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。